

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十三号

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項を次のように改める。

町長部局	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐（職員課）
------	-----------------------------

別表清掃事務所の項を次のように改める。

環境センター	所長
--------	----

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中「町長部局」とは、府中町事務組織規則（平成二十一年府中町規則第十号）第四条第一項に規定する機関をいう。
- 2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計室により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。